

転入者の皆さまへ

以下の書類等を、4月10日(木)までに所属の庶務担当係に提出してください。

提出書類は、courtsポータルの [REDACTED] に掲載されていますので、各自でダウンロードしてください。

※courtsポータルの [REDACTED] の掲載箇所は別添のとおりです。

全員提出

- 住所及び緊急連絡先届
- 身分証明書交付申請書
[REDACTED]
- 赴任結果連絡票

※以下の書類の提出に当たっては、「給与関係提出書類一覧表」も参照してください。

東京地裁又は東京家裁からの転入者

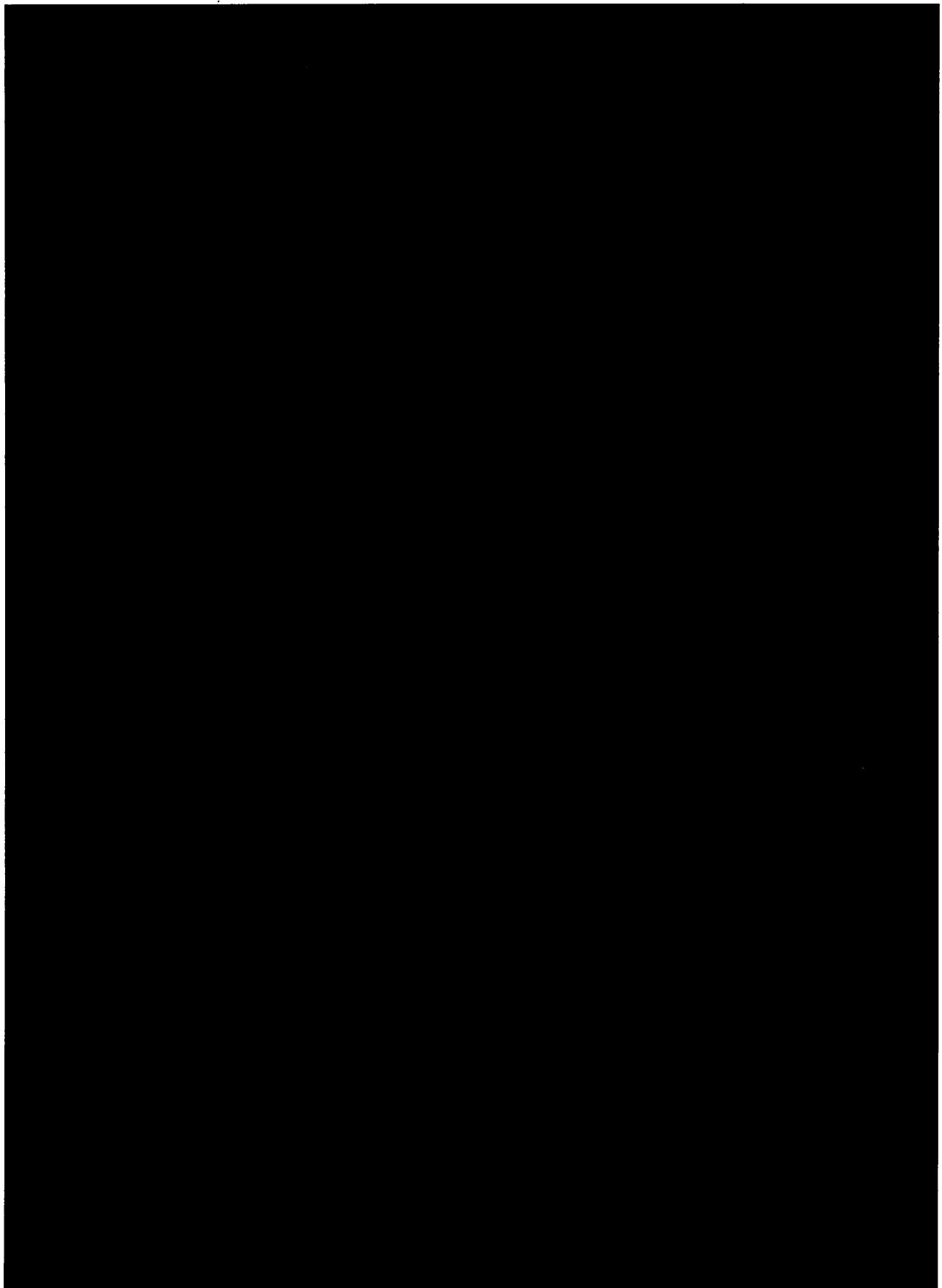
- 通勤届
 - * 通勤する庁舎に変更がなければ、届出は不要です。
例: 東京家裁本庁→東京高裁(霞が関合同庁舎とC棟は同一庁舎とみなします。)、
東京地裁(ビジネスコート)→知財高裁
 - * 通勤する庁舎に変更がない場合でも、通勤経路や通勤方法、利用する券種、宅調日を変更する(裁判官)等の場合には、届出が必要です。
- 住居届又は申述書
- 扶養親族届又は申述書
- 単身赴任手当届
- 広域異動手当調査票
 - * 離島からの転入者でなければ、提出は不要です。
- 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
 - * 前任庁で申告書(書面)を提出した場合、電子申告又は申告書(書面)を提出してください。
 - * 前任庁で電子申告を行っている場合、申告内容(住所を含む。)に変更がなければ、届出(申告)は不要です。

} 前任庁で手当受給の基礎となっていた状況に変更がなければ、届・申述書等の提出は不要です。
(状況に変更がないといえるか、「諸手当のチェックリスト」を必ず確認してください。)

東京地裁又は東京家裁以外からの転入者

- 通勤届
- 住居届又は申述書
- 扶養親族届又は申述書
- 単身赴任手当届
 - * 要件喪失の場合も届出は必要です。
- 広域異動手当調査票
- 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
 - * 前任庁で申告書(書面)を提出した場合、電子申告又は申告書(書面)を提出してください。
 - * 前任庁で電子申告を行っている場合、申告内容(住所を含む。)に変更がなければ、届出(申告)は不要です。

提出書類のcourtsポータル掲載箇所



【！必ずご確認ください！】宿直を行った場合の翌勤務日の勤務時間について

宿直を行った場合には、平日の宿直・土日の宿直・祝日等の宿直の別や、職員自身の班別によって、翌勤務日の勤務時間が異なります。

詳しくは、courtsポータルの [REDACTED] の「宿直勤務時間イメージ図」をご覧いただき、提出を要する書類がある場合には、期限内にご提出ください(掲載場所は下図のとおり)。